4. 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況(地域特性)

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲(以下「対象区域」という。)の概況(以下「地域特性」という。)について、既存の文献及び資料をもとにとりまとめました。

対象区域は、図 3.2-1 及び図 4-1 に示すとおりです。

なお、統計資料等より、市単位で地域特性を把握する事項については、都市計画対象道路事業実施区域の存在する市(鈴鹿市及び亀山市とし、以下「対象市」という。)を対象としました。

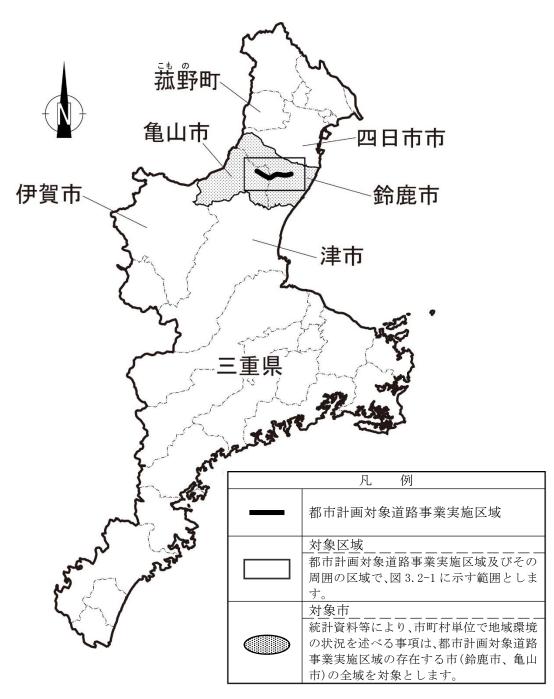


図 4-1 対象区域及び対象市の概要

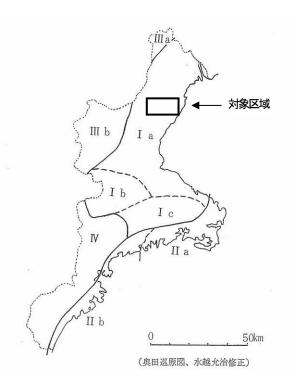
4.1. 自然的状況

4.1.1. 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1) 気象の状況

三重県の気候は、概して太平洋側の気候を呈し温暖ですが、南北に長く、また海岸、盆 地、山地等地形的な変化に富んでいることや、本州の中で太平洋と日本海が最も接近した ところに県域の一部を有していること等から、地域によってかなりの差異があります。

三重県の気候区分は、図 4.1-1 に示すとおりです。



標準的な東海型の気候区

年平均気温 14~15℃、年降水量 1,800mm 内外。

東海型の気候区であるが、内陸的な特性を持ち、寒暑

の差がやや大きい。

東海型と南海型の漸移的な気候区、降水量が多くなり、

年間で 2,000mm をこえる。

寒暑の差の少ない海洋的な気候区。南海型。

年平均気温は 16℃をこえ、年降水量は、2,000~

2,500mm_o

Ⅱaよりもさらに温暖多雨である。年平均気温 16~ Ⅱ b : 17℃、年降水量は、2,500mm をこえ、ところによって

は、3,000mm にも達する。

内陸的な気候でかつ冬の降水量が多い。年降水量は

2,000mm をこえる。

Ⅲ b: 内陸気候の典型、寒暑の差が大きく、年降水量は

1,500mm 程度。

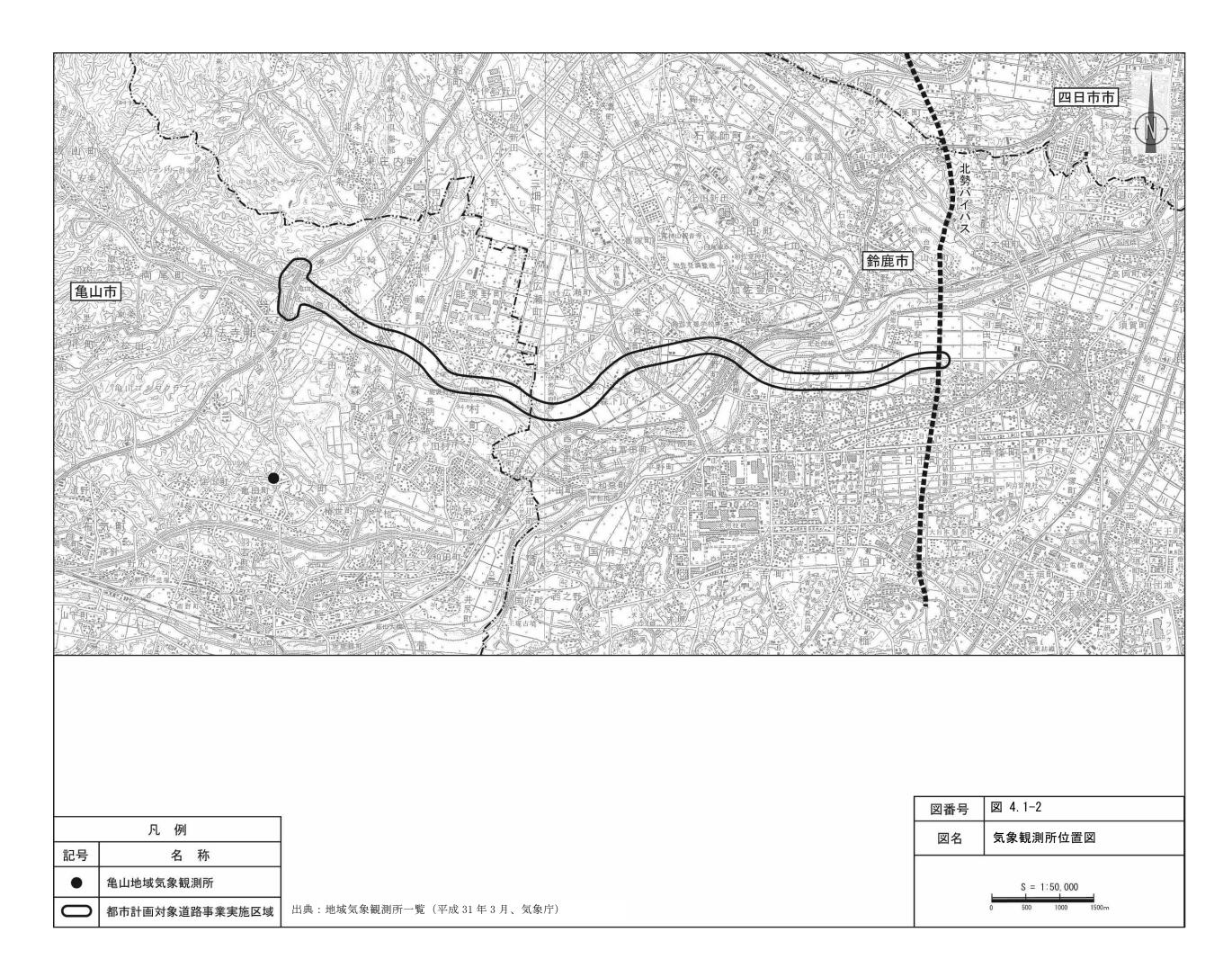
南海型の気候に似ているが、内陸的または山岳的な特性が濃い。山岳部は冬特に低温となる。降水量は3,000mm以上。4,000mmをこえるところもある。

出典:「三重県の地理 三重県郷土資料叢書 第 69 集」 (昭和50年7月、三重県郷土資料刊行会)

図 4.1-1 三重県の気候区分

対象区域は、標準的な東海型の気候区に属した区域となっています。

対象区域には、亀山地域気象観測所(所在地:亀山市椿世町)があり、降水量、気温、風 向、風速及び日照時間を観測しています。対象区域における気象観測所の位置は、図 4.1-2 に示すとおりです。



亀山地域気象観測所で観測された年次別気象概況は、表 4.1-1 に示すとおりです。過去 10 年間の気象概況は、平均気温は 14.7~15.9°C、年間降水量は 1,565~2,517mm、年間降水日数は 98~124 日、年間日照時間は 1,895.0~2,182.6 時間、風向は西北西の風が最多であり、風速は 2.1~2.5m/s です。

また、気温、降水量、降水日数、日照時間、風向・風速の月別気象概況は、表 4.1-2 及び図 4.1-3 に示すとおりです。

表 4.1-1(1) 年次別気象概況(平成21年~平成30年の10年間)

亀山地域気象観測所

年次		気温(℃)		降水量	降水日数	日照時間
十八	平均	最高	最低	(mm/年)	(日/年)	(時/年)
平成 21 年	15. 1	34.5	-5.4	1,771	115	1, 980. 8
平成 22 年	15.4	36.8	-4.0	2,014	102	2,010.2
平成 23 年	14.9	36.3	-4.2	2, 119	113	1, 999. 0
平成 24 年	14.7	36.0	-5.8	2, 517	114	1, 932. 1
平成 25 年	15.3	37.5	-4.6	1, 565	98	2, 182. 6
平成 26 年	15.0	37.2	-4.9	1, 944	119	2,018.8
平成 27 年	15.5	37.8	-3.3	2, 038	123	1,895.0
平成 28 年	15.9	35.3	-4.2	1, 927	123	1, 943. 8
平成 29 年	14.9	34.9	-2.9	1,657	121	2,011.4
平成 30 年	15.8	38.3	-4.6	1,858	124	2, 173. 1

- 注1)平均気温は月平均気温の年間平均値
 - 2) 最高気温は月最高気温の年間最高値
 - 3) 最低気温は月最低気温の年間最低値

出典:「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

表 4.1-1(2) 年次別気象概況(平成21年~平成30年の10年間)

亀山地域気象観測所

	电四九	巴奥风家観測別
	風向・	・風速
年次	最多風向	平均風速
	16 方位	(m/s)
平成 21 年	西北西	2.1
平成 22 年	西北西	2.5
平成 23 年	西北西	2.4
平成 24 年	西北西	2.5
平成 25 年	西北西	2.4
平成 26 年	西北西	2.4
平成 27 年	西北西	2.3
平成 28 年	西北西	2.3
平成 29 年	西北西	2.3
平成 30 年	西北西	2.4

注1)最多風向は毎正時の風向の年間最多となる風向

2) 平均風速は月平均風速の年間平均値

出典:「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

表 4.1-2(1) 月別気象概況(平成21年~平成30年の10年間)

亀山地域気象観測所

П		気温(℃)		降水量	降水日数	日照時間
月	平均	最高	最低	(mm/月)	(日/月)	(時/月)
1月	4.0	13.9	-4. 1	59. 5	7. 4	154.8
2月	5.0	17. 3	-3.8	73. 2	7. 9	145. 5
3 月	8.2	22.3	-2.3	121.7	10.5	190. 5
4 月	13.5	27.8	1.7	173.8	10.3	189. 1
5 月	18.4	31.2	6. 7	158. 4	8.8	210.0
6 月	21.8	33. 2	12. 3	262. 9	12. 1	142. 3
7 月	26. 2	35.8	19. 1	206. 3	11. 2	165. 4
8月	27. 0	36.0	18.8	219.3	10.8	191. 9
9月	23.0	32. 4	13.6	323.6	11.7	157. 5
10 月	17.6	28. 1	6. 2	191.0	9. 9	158. 4
11月	11.8	22.8	0.9	83.0	7. 1	155.8
12 月	6. 5	17. 2	-2.5	68. 3	7. 5	153. 5

- 注1)平均気温は月平均気温の10年平均値
 - 2) 最高気温は月最高気温の 10 年平均値
 - 3) 最低気温は月最低気温の 10 年平均値
 - 4) 降水量は月合計降水量の10年平均値
 - 5) 降水日数は月合計 1mm 以上の日数の 10 年平均値
 - 6) 日照時間は月合計時間の10年平均値

出典:「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

表 4.1-2(2) 月別気象概況(平成21年~平成30年の10年間)

亀山地域気象観測所

	風向・風][速
月	最多風向	平均風速
	16 方位	(m/s)
1月	西北西	2.8
2月	西北西	2.8
3 月	西北西	2.8
4月	西北西	2.6
5月	西北西	2.4
6月	東南東	2.0
7月	西北西	1.9
8月	西北西	2.0
9月	西北西	2. 1
10 月	西北西	2. 1
11月	西北西	2. 1
12 月	西北西	2.7
	•	

注1)最多風向は月最多風向の10年間最多となる風向

2) 平均風速は月平均風速の 10 年平均値

出典:「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

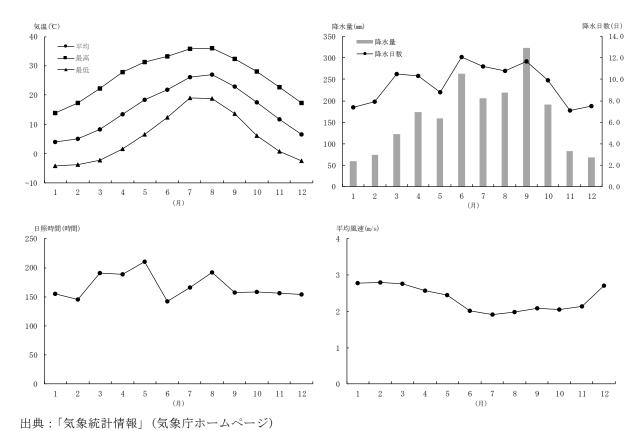


図 4.1-3 亀山地域気象観測所における月別気象概況(平成21年~平成30年の10年間)

2) 大気質の状況

対象区域には、大気汚染常時監視測定局及びダイオキシン類調査地点として、表 4.1-3 に示すとおり一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)1箇所、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)1箇所、ダイオキシン類調査地点1箇所があります。

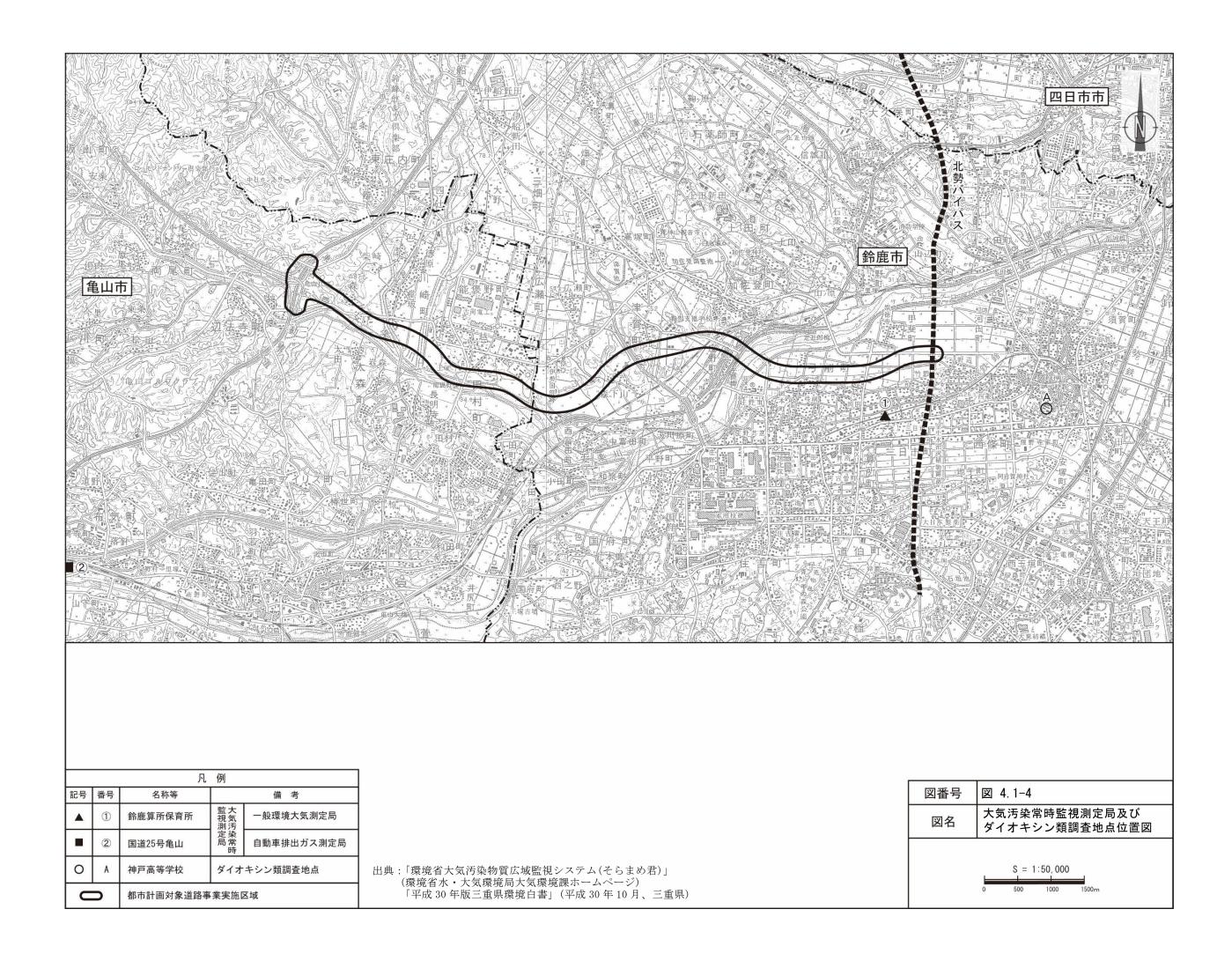
各大気汚染常時監視測定局及びダイオキシン類調査地点の所在地と測定項目は、表 4.1-3 に、大気汚染常時監視測定局及びダイオキシン類調査地点の位置は、図 4.1-4 に示すとおりです。

表 4.1-3 大気汚染常時監視測定局の所在地と測定項目(平成 29 年度)

						測	定項	目		
番号	局種別	測定局名	1310		浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ダイオキシン類
1	一般局	鈴鹿算所 保育所		\circ	\circ	\circ	1	0	0	
2	自排局	国道 25 号 亀山		\circ	0	1	\circ	_	_	_
A	ダイオキシン 類調査地点	神戸高等学校	鈴鹿市神戸	_	_	_	_	_	_	0

注1)番号は図 4.1-4 に対応しています。

²⁾神戸高等学校におけるダイオキシン類調査は平成29年度には行われていないため、平成28年度の値を使用しました。



(1) 二酸化窒素 (NO₂)

平成 29 年度の測定結果は表 4.1-4 に、過去 5 年間の年平均値の変化は表 4.1-5 及び 図 4.1-5 に示すとおりです。

平成 29 年度における日平均値の年間 98%値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で 0.029ppm、自排局の国道 25 号亀山局で 0.026ppm となっており、環境基準を達成しています。また、平成 29 年度における年平均値はいずれの測定局も 0.02ppm 以下であり、全ての測定局で三重県の環境保全目標(年平均値が 0.02ppm 以下であること)を達成しています。

年平均値の過去5年間の経年変化は、一般局、自排局ともに横這い傾向にあります。

日平均値 日平均値が 環境 有効 が0.06ppm 0.04ppm以 1時間値 日平均 年平 測定 基準 を超えた 上0.06ppm 測定 \mathcal{O} 値の年 番号 局種別 測定局名 時間 均值 の達 日数と 以下の日数 最大值 間98%値 日数 (時間) (ppm) 成有 その割合 とその割合 (日) (mqq) (mqq) 無 日数 日数 % 鈴鹿算所 (1) 一般局 365 8,677 0.012 0 0.0 0.0 0.055 0.029 \bigcirc 保育所 国道 25 号 2 自排局 365 8,675 0.013 0.0 0 0.0 0.052 0.026 \bigcirc 亀山

表 4.1-4 二酸化窒素測定結果(平成 29 年度)

- 2) 国道 25 号亀山は、自動車排出ガス測定局です。
- 3) 環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であることです。
- 4) 環境基準の長期的評価は年間にわたる日平均値の測定値の低い方から 98%に相当するもので行います。
- 5) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典:「平成30年版三重県環境白書」(平成30年10月、三重県)

表 4.1-5 二酸化窒素濃度の経年変化(年平均値)

単位:ppm

番号	局種別	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	一般局	鈴鹿算所 保育所	0.014	0.013	0.013	0.011	0.012
2	自排局	国道 25 号 亀山	0.015	0. 015	0.015	0.013	0.013

注)番号は図 4.1-4 に対応しています。

注1) ザルツマン係数は0.84、酸化率は70%として算出しました。

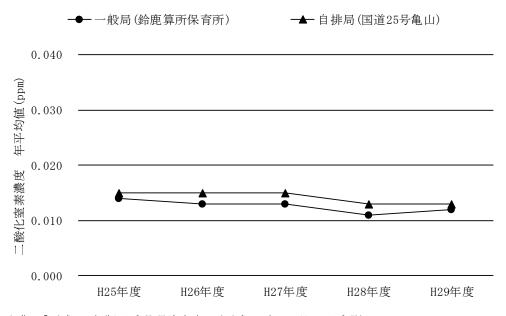


図 4.1-5 二酸化窒素濃度の経年変化(年平均値)

(2) 浮遊粒子状物質(SPM)

平成 29 年度の測定結果は、表 4.1-6 に、過去 5 年間の年平均値の変化は、表 4.1-7 及び図 4.1-6 に示すとおりです。

平成29年度における日平均値の2%除外値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で0.042mg/m³、自排局の国道25号亀山局が0.036mg/m³となっており、環境基準を達成しています。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、一般局及び自排局ともに横這い傾向にあります。

1 元	上性	可	日		年 平均値	1時間値が 0.20mg/m³ を超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m³を 超えた日数 と その割合		1時間値の最大値	日平均値 の年間2% 除外値		環基 の 成
	(סיק		(目)	[H G G G G G G G G G G G G G G G G G G	(IIIg/ III <i>)</i>	(mg/m ³)	日以上連 続したこ との有無	有無					
(1	一 般 局	鈴鹿算所 保育所	361	8, 691	0.018	0	0.0	0	0.0	0. 114	0.042	無	0
2	自排局	国道 25 号 亀山	362	8,686	0.014	0	0.0	0	0.0	0.114	0.036	無	0

表 4.1-6 浮遊粒子状物質測定結果(平成 29 年度)

- 注1)測定方法はベータ(β)線吸収法とします。
 - 2) 環境基準の長期的評価は年間にわたる日平均値の測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外して行います。但し、日平均値が $0.10 \,\mathrm{mg/m^3}$ を超える日が 2 日以上連続した場合にはこのような取り扱いは行わないで評価します。
 - 3) 環境基準は 1 時間値の 1 日平均値が $0.10 \, \text{mg/m}^3$ 以下であり、且つ、1 時間値が $0.20 \, \text{mg/m}^3$ 以下であることとします。
 - 4) 国道 25 号亀山は自動車排出ガス測定局です。
 - 5) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典:「平成30年版三重県環境白書」(平成30年10月、三重県)

表 4.1-7 浮遊粒子状物質濃度の経年変化(年平均値)

単位:mg/m³

番号	局種別	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	一般局	鈴鹿算所 保育所	0.023	0.021	0.020	0.018	0.018
2	自排局	国道 25 号 亀山	0.017	0.019	0.017	0.016	0.014

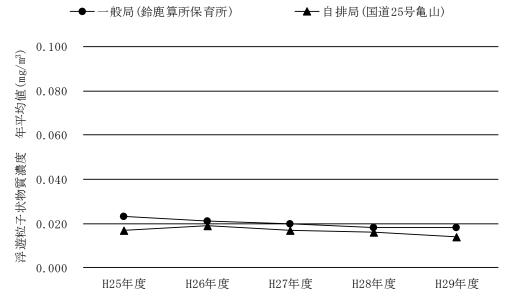
注)番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典:「平成30年版三重県環境白書」(平成30年10月、三重県)

「平成 29 年版三重県環境白書」(平成 29 年 10 月、三重県) 「平成 28 年版三重県環境白書」(平成 28 年 10 月、三重県)

「平成 28 年版三重県環境白書」(平成 28 年 10 月、三重県) 「平成 27 年版三重県環境白書」(平成 27 年 10 月、三重県)

「平成26年版三重県環境白書」(平成26年10月、三重県)



出典:「平成30年版三重県環境白書」(平成30年10月、三重県) 「平成29年版三重県環境白書」(平成29年10月、三重県) 「平成28年版三重県環境白書」(平成28年10月、三重県) 「平成27年版三重県環境白書」(平成27年11月、三重県) 「平成26年版三重県環境白書」(平成26年12月、三重県)

図 4.1-6 浮遊粒子状物質濃度の経年変化(年平均値)

(3) 二酸化硫黄 (SO₂)

平成 29 年度の測定結果は、表 4.1-8 に、過去 5 年間の年平均値の変化は、表 4.1-9 及び図 4.1-7 に示すとおりです。

平成29年度における日平均値の年間2%除外値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で0.003ppmであり、環境基準を達成しています。また、平成29年度における年平均値は0.002ppmであり、三重県の環境保全目標(年平均値が0.017ppm以下であること)を達成しています。

年平均値の過去5年間の経年変化は、横這い傾向にあります。

表 4.1-8 二酸化硫黄測定結果(平成 29 年度)

番号	局種別	測定 測定	有測日 対定数 (日)	測定 時間 (時間)	年 平均値 (ppm)	1時間 0.1p 超間 その	えた 数と	日 ^工 値 0.04 _I の 超 月 その	opmを えた 数と	1時の最値、	日平均 値の 年間 2%除外	日平均 値が 0.04ppm を超えた 日が2日 以上連続	環境 基準の 達成 有無
			(11)			時間	%	日数	%	(ppm)	値(ppm)	以工 した こと の 有無	行 灬
1	一般局	鈴鹿算所 保育所	364	8,676	0.002	0	0.0	0	0.0	0.046	0.003	無	0

- 注1) 環境基準の長期的評価は年間にわたる日平均値の測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外して行います。但し、日平均値が0.04ppm を超える日が2日以上連続した場合にはこのような取り扱いは行わないで評価します。
 - 2) 環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であることです。
 - 3)番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典:「平成30年版三重県環境白書」(平成30年10月、三重県)

表 4.1-9 二酸化硫黄濃度の経年変化(年平均値)

単位:ppm

							1 1 <u>-1</u> • PP·
番号	局種別	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	一般局	鈴鹿算所 保育所	0.003	0.001	0.001	0.001	0.002

注)番号は図 4.1-4 に対応しています。

→ 一般局(鈴鹿算所保育所)

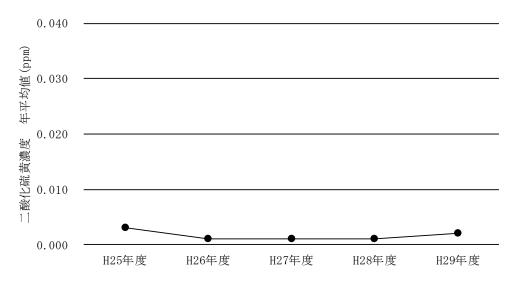


図 4.1-7 二酸化硫黄濃度の経年変化(年平均値)

(4) 一酸化炭素(CO)

平成 29 年度の測定結果は、表 4.1-10 に、過去 5 年間の年平均値の変化は、表 4.1-11 及び図 4.1-8 に示すとおりです。

平成 29 年度における日平均値の年間 2%除外値は、自排局の国道 25 号亀山局で 0.5ppm であり、環境基準を達成しています。

年平均値の過去5年間の経年変化は、横這い傾向にあります。

表 4.1-10 一酸化炭素測定結果(平成 29 年度)

番号	局種	測定局名	有効測定	測定 炽圧	年平均値	8時間値が 20ppmを超え た回数と その割合		日平均値が 10ppmを超え た日数と その割合		1時間値の	日本物の年のの日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	日平均 値が 10ppmを 超えた 日が2日	環境基準
号	別		日数(日)	(時間)	均恒 (ppm)	回数	%	日数	%	最大 値 (ppm)	間2% 除外 値 (ppm)	ロ が と 連 た の 有無	の達成有無
2	自排局	国道 25 号亀山	334	7, 957	0.3	0	0.0	0	0.0	1. 5	0. 5	無	0

- 注 1) 環境基準の長期的評価は日平均値の高い方から 2%の範囲にあるものを除外して評価します。但し、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続した場合はこのような扱いはしません。
 - 2) 環境基準は1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であることです。
 - 3) 国道 25 号亀山は、自動車排出ガス測定局です。
 - 4) 番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典:「平成30年版三重県環境白書」(平成30年10月、三重県)

表 4.1-11 一酸化炭素濃度の経年変化(年平均値)

単位:ppm

番号	局種別	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
2	自排局	国道 25 号 亀山	0. 4	0.4	0. 4	0.3	0.3

注)番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典:「平成30年版三重県環境白書」(平成30年10月、三重県)

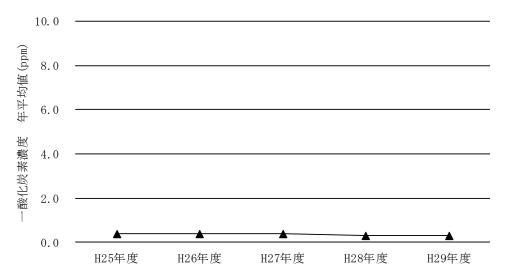
「平成29年版三重県環境白書」(平成29年10月、三重県)

「平成28年版三重県環境白書」(平成28年10月、三重県)

「平成27年版三重県環境白書」(平成27年10月、三重県)

「平成26年版三重県環境白書」(平成26年10月、三重県)

→ 自排局(国道25号亀山)



出典:「平成30年版三重県環境白書」(平成30年10月、三重県)「平成29年版三重県環境白書」(平成29年10月、三重県)「平成28年版三重県環境白書」(平成28年10月、三重県)「平成27年版三重県環境白書」(平成27年10月、三重県)「平成26年版三重県環境白書」(平成26年10月、三重県)

図 4.1-8 一酸化炭素濃度の経年変化(年平均値)

(5) 光化学オキシダント

平成 29 年度の測定結果は、表 4.1-12 に、過去 5 年間の年平均値の変化は、表 4.1-13 及び図 4.1-9 に示すとおりです。

平成29年度における昼間の1時間値の最高値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で0.102ppmであり、環境基準を達成していません。

昼間の日最高1時間値の平均値の過去5年間の経年変化は、横這い傾向にあります。

表 4.1-12 光化学オキシダント測定結果(平成 29 年度)

番号	局種別	測定局名	昼測日間	昼間測問	が0.06p えた時 その	l時間値 pmを超 間数と 割合	が0.12 _l えた日 の割	l時間値 ppmを超 数とそ 削合	昼間の 1時間 値の最 高値	日最高 1時間 値の 年 が値	環 基 変 ル 成 利
	,		(目)	(時間)	時間	%	日数	%	(ppm)	(ppm)	無
1	一般局	鈴鹿算所 保育所	364	5, 416	394	7. 27	0	0.0	0. 102	0.049	×

- 注 1) 環境基準は 1 時間値が 0.06ppm 以下であることとします。
 - 2) 昼間値とは5時から20時までの時間内のこととします。
 - 3)番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典:「平成30年版三重県環境白書」(平成30年10月、三重県)

表 4.1-13 光化学オキシダントの昼間年平均値(日最高1時間値)の経年変化

単位:ppm

番号	局種別	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	一般局	鈴鹿算所 保育所	0.050	0. 051	0. 055	0.053	0.049

注)番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典:「平成30年版三重県環境白書」(平成30年10月、三重県)

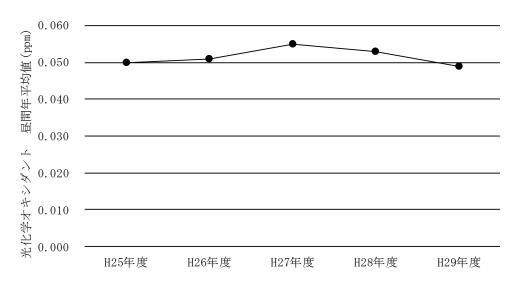
「平成29年版三重県環境白書」(平成29年10月、三重県)

「平成28年版三重県環境白書」(平成28年10月、三重県)

「平成27年版三重県環境白書」(平成27年10月、三重県)

「平成26年版三重県環境白書」(平成26年10月、三重県)

→ 一般局(鈴鹿算所保育所)



出典:「平成30年版三重県環境白書」(平成30年10月、三重県)「平成29年版三重県環境白書」(平成29年10月、三重県)「平成28年版三重県環境白書」(平成28年10月、三重県)「平成27年版三重県環境白書」(平成27年10月、三重県)「平成26年版三重県環境白書」(平成26年10月、三重県)

図 4.1-9 光化学オキシダントの昼間年平均値の経年変化

(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

平成 29 年度の測定結果は、表 4.1-14 に、過去 5 年間の年平均値の変化は、表 4.1-15 及び図 4.1-10 に示すとおりです。

平成 29 年度における年平均値及び日平均値の年間 98 パーセンタイル値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で 29.0 μ g/m³ であり、環境基準を達成しています。

年平均値の過去5年の経年変化は減少傾向にあります。

表 4.1-14 微小粒子状物質測定結果(平成 29 年度)

番号	局種別	測定局名	有効測 定日数 (日)	測定 時間 (時間)	平均値 (μg/m³)	日平均値 の年間98 パーセン タイル値 (µg/m³)	15μg 超えた	匀値が :/m³を 日数と 割合 %			環境基 準の達 成有無
1	一般局	鈴鹿算所 保育所	358	8,658	12. 1	29. 0	98	27. 4	1	0.3	0

注1)測定方法はベータ(β)線吸収法としています。

出典:「平成30年版三重県環境白書」(平成30年10月、三重県)

表 4.1-15 微小粒子状物質の経年変化(年平均値)

単位: μg/m³

番号	局種別	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	一般局	鈴鹿算所 保育所	15. 4	15. 1	13. 5	11. 9	12.1

注)番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典:「平成30年版三重県環境白書」(平成30年10月、三重県)

「平成29年版三重県環境白書」(平成29年10月、三重県)

「平成28年版三重県環境白書」(平成28年10月、三重県)

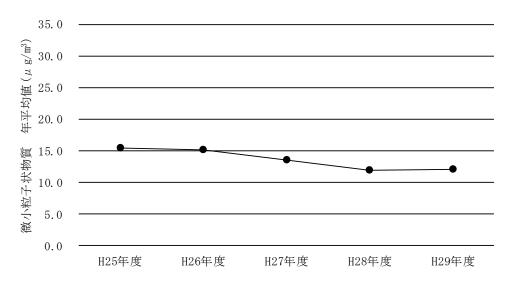
「平成27年版三重県環境白書」(平成27年10月、三重県)

「平成26年版三重県環境白書」(平成26年10月、三重県)

²⁾ 環境基準は 1 年平均値が $15 \mu g/m^3$ 以下であり、かつ、 1 日平均値が $35 \mu g/m^3$ 以下であることです。 環境基準の評価は、測定値の 1 年平均値を長期基準(1 年平均値)と、1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値を短期基準(1 日平均値)と比較し、両方を満足した場合に「達成」と評価します。

³⁾番号は図 4.1-4 に対応しています。

→ 一般局(鈴鹿算所保育所)



出典:「平成30年版三重県環境白書」(平成30年10月、三重県)「平成29年版三重県環境白書」(平成29年10月、三重県)「平成28年版三重県環境白書」(平成28年10月、三重県)「平成27年版三重県環境白書」(平成27年10月、三重県)「平成26年版三重県環境白書」(平成26年10月、三重県)

図 4.1-10 微小粒子状物質の経年変化(年平均値)

(7) ダイオキシン類

平成 28 年度の測定結果は表 4.1-16 に、過去 5 年間の年平均値の変化は表 4.1-17 及び 図 4.1-11 に示すとおりです。

平成 28 年度における年平均値は、神戸高等学校で 0.014pg-TEQ/m³であり、環境基準を 達成しています。

年平均値の過去5年間の経年変化は、減少傾向にあります。

表 4.1-16 ダイオキシン類測定結果(平成 28 年度)

単位:pg-TEQ/m3

番号	調査地点名	年平均値	春季	夏季	秋季	冬季	環境基準の達成 有無
A	神戸高等学校	0.014	_	0.0071	_	0.020	0

- 注 1) 環境基準は年平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下であることです。
 - 2)番号は図 4.1-4 に対応しています。
 - 3)神戸高等学校におけるダイオキシン類調査は、平成29年度には行われていないため、平成28年度の値を使用しました。

出典:「平成29年版三重県環境白書」(平成29年10月、三重県)

表 4.1-17 ダイオキシン類の経年変化(年平均値)

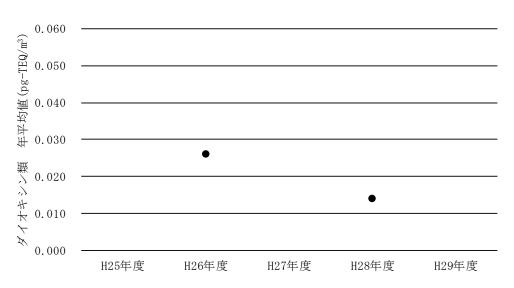
単位:pg-TEQ/m³

番号	調査地点名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
A	神戸高等学校	_	0.026	_	0.014	_

注)番号は図 4.1-4 に対応しています。

出典:「平成29年版三重県環境白書」(平成29年10月、三重県) 「平成27年版三重県環境白書」(平成27年10月、三重県)

→神戸高等学校



出典:「平成29年版三重県環境白書」(平成29年10月、三重県) 「平成27年版三重県環境白書」(平成27年10月、三重県)

図 4.1-11 ダイオキシン類の経年変化(年平均値)

3) 騒音の状況

対象区域では、一般環境騒音については亀山市の8地点で測定を行っており、道路交通 騒音については鈴鹿市の2地点、亀山市の1地点で測定を行っています。

これらの測定結果は、表 4.1-18 及び表 4.1-19 に、測定地点の位置は、図 4.1-12 に示すとおりです。

一般環境騒音の測定地点のうち全ての地点で環境基準を達成しています。 道路交通騒音の測定地点のうち1地点において要請限度を超過しています。

表 4.1-18 一般環境騒音測定結果(平成 29 年度)

番号	地域類	用途地域	測定地点	等価騒音 (d		環境基 適合 (達成〇、	状況
	型			昼間	夜間	昼間	夜間
1	A	第1種低層住居専用地域	亀山市みどり町 29-8	42	36	0	0
2	A	第1種中高層住居専用地域	亀山市和田町 1236-87	45	42	0	0
3	В	第1種住居地域	亀山市南鹿島町 23-7	45	41	0	0
4	С	近隣商業地域	亀山市東丸町 530-5	45	41	0	0
(5)	С	商業地域	亀山市御幸町 243	46	39	0	0
6	С	準工業地域	亀山市東御幸町 63	51	45	0	0
7	С	工業地域	亀山市布気町 557-1	49	43	0	0
8	A	第2種中高層住居専用地域	亀山市野村3丁目10-9	48	37	0	0

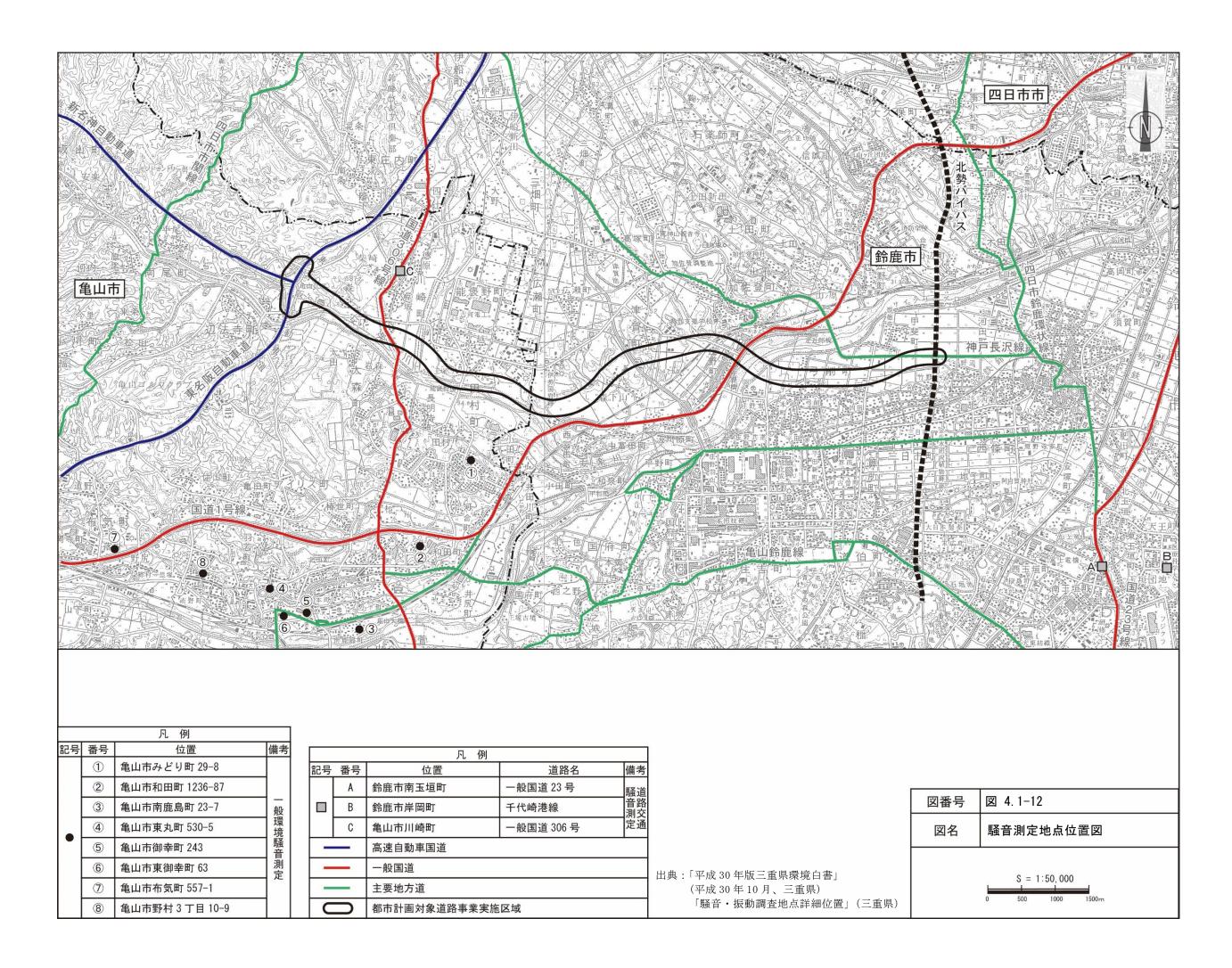
注1)騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)の基準値

地域の類型 A・B: 昼間 55dB、夜間 45dB 地域の類型 C: 昼間 60dB、夜間 50dB 2)番号は図 4.1-12 に対応しています。

表 4.1-19 道路交通騒音測定結果(平成 29 年度)

番	道路名	用途地域	測定地点	車線	地域	時間	等価騒音	環境 基準	要請限度
号	Į)		N CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	数	類型	区分	(dB)	適合 状況	適合 状況
Λ	一般国道 23 号	準工業地域	鈴鹿市南玉垣町	4	C	昼間	74	×	\circ
Α	一放国担 23 万	华工耒地域		4		夜間	72	×	×
В	千代崎港線	第1種中高層	鈴鹿市岸岡町	0	٨	昼間	61	0	\circ
D	11 呵伦脉	住居専用地域	郭展川 /	Δ	Α	夜間	53	0	\circ
С	一般国道 306 号	その他の地域	亀山市川崎町	9		昼間	73		_
	一放国坦 300 万	ての他の地域	电压川川闸叫			夜間	69		_

- 注 1) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)の基準値 昼間 70dB、夜間 65dB
 - 2)自動車騒音の要請限度(幹線交通を担う道路に近接する空間)の規制値 昼間 75dB、夜間 70dB
 - 3)番号は図 4.1-12 に対応しています。



4) 振動の状況

対象区域では、亀山市の 6 地点で道路交通振動の測定を行っています。これらの測定結果は、表 4.1-20 に、測定地点の位置は、図 4.1-13 に示すとおりです。

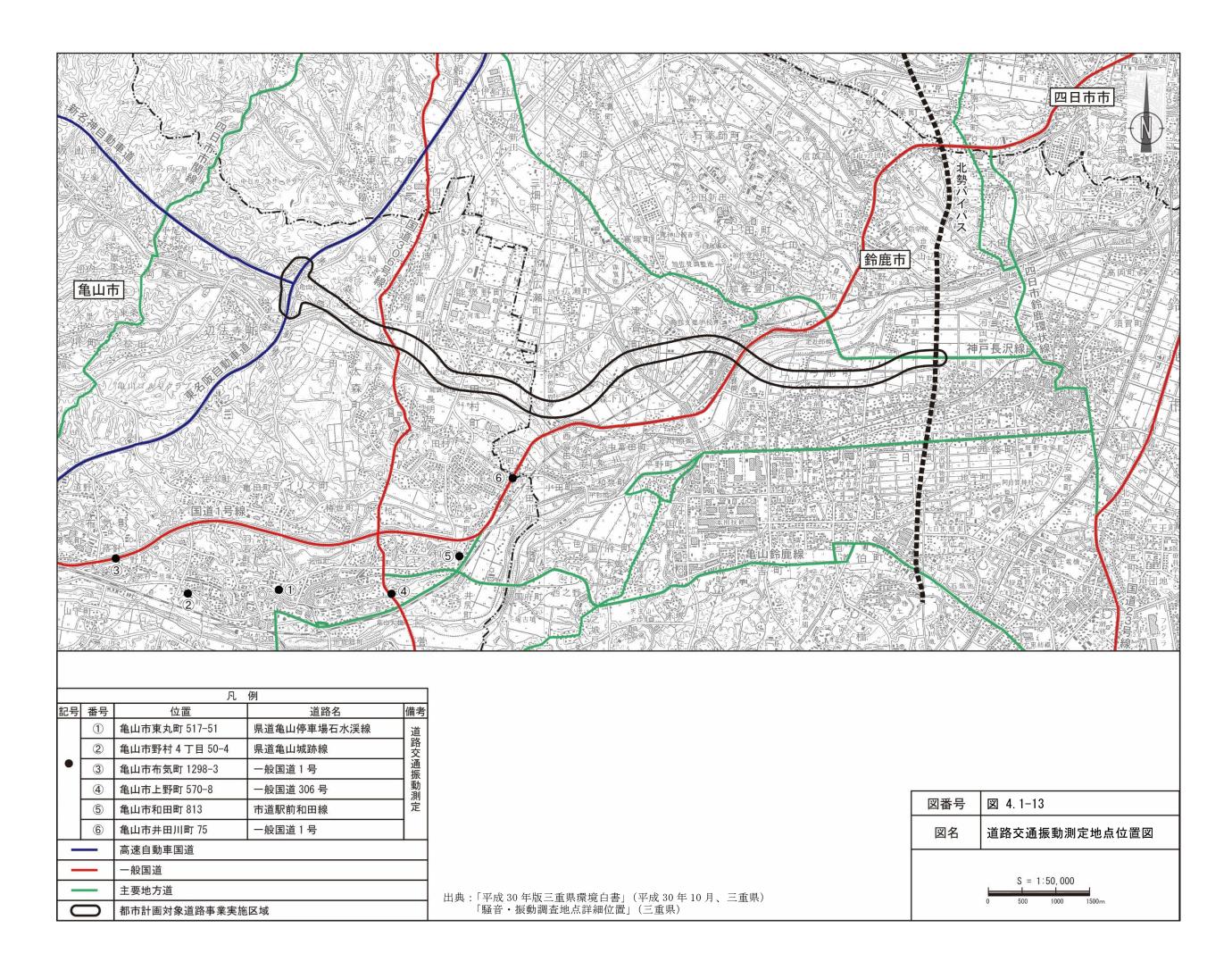
道路交通振動の全ての測定地点において、要請限度を達成しています。

表 4.1-20 道路交通振動測定結果(平成 29 年度)

番号	道路名	測定地点	用途地域	振動 l (d	ノベル B)	要請!! 適合 (達成() ×	状況)、超過
				昼間	夜間	昼間	夜間
1)	県道亀山停車場 石水渓線	亀山市東丸町 517-51	第1種住居地域	32	<30	0	0
2	県道亀山城跡線	亀山市野村4丁目 50-4	準工業地域	34	<30	0	0
3	一般国道1号	亀山市布気町 1298-3	工業地域	32	<30	0	0
4	一般国道 306 号	亀山市上野町 570-8	工業地域	41	34	0	0
(5)	市道駅前和田線	亀山市和田町 813	第1種住居地域	30	<30	0	0
6	一般国道1号	亀山市井田川町 75	第1種住居地域	33	31	0	0

注 1) 振動規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度 (要請限度)

第1種区域:昼間65dB、夜間60dB 第2種区域:昼間70dB、夜間65dB 2)番号は図4.1-13に対応しています。



5) その他の大気に係る環境の状況

対象区域には、風害及び低周波音に係る調査結果はありません。

4.1.2. 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1) 水象の状況

対象区域には、一級河川である鈴鹿川水系があります。鈴鹿川は、鈴鹿山脈・布引山地の交わる箇所を水源とし、流路延長が37.97kmの河川です。対象区域を流れる一級河川は、幹川である鈴鹿川を含めて全部で21河川あり、鈴鹿川以外の河川は全て鈴鹿川の支川です。

また、対象区域を流れる二級河川は、金沢川の支川である苗古知川の1河川があります。 これらの対象区域内の河川の概要は、表 4.1-21 及び表 4.1-22 に、位置は、図 4.1-14 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域は鈴鹿川、安楽川、八島川、御幣川、芥川の5河川の一級河川を通過します。

表 4.1-21(1) 対象区域内の河川の概要(一級河川)

			ノル女(1	<u>奴 /円 / 川 / </u>	
番号	河川名	上流端	下流端	流路 延長 (m)	認定告示 年月日・番号
1	幹川 鈴鹿川	左岸: 鈴鹿郡関町大字坂下字大滝 691- 1 地先 右岸: 同町同大字同字 689 地先		37, 971	T6. 5. 29 第 211 号 S4. 8. 6 第 522 号 S42. 3. 21 第 170 号 S42. 5. 25 政第 75 号
2	鈴鹿川派川 內部川	四日市市水沢町字冠山 29 番地先の砂 防金山堰堤下流端		18, 800	S3. 11. 8 第 776 号 S42. 5. 25 政第 75 号 S45. 4. 20 政第 80 号
3	鈴鹿川支川 浪瀬川	鈴鹿市下大久保町字下寺井 322 番地先 の寺井池からの流出点	鈴鹿川へ の合流点	7, 305	S36. 4. 1 第 178 号-5 S42. 3. 21 第 170 号 S42. 5. 25 政第 75 号
4	鈴鹿川支川 椎山川	左岸:鈴鹿市深溝町字南東野 206 番地 先 右岸:同市同町字口明 458 番の1 地先		5, 000	S36. 4. 1 第 178 号-5 S42. 5. 25 政第 75 号 S42. 4. 20 政第 80 号
5	椎山川支川 蒲川	鈴鹿市上田町字横堀 2140 番の 3 地先 の大沢池からの流出点	椎山川へ の合流点	4, 280	S36. 4. 1 第 178 号-5 S42. 3. 31 第 170 号
6	鈴鹿川支川 芥川	鈴鹿市伊船町字畑田1571番地先の竜ヶ 池からの流出点	鈴鹿川へ	9, 370	S33. 4. 1 第 172 号-3 S42. 3. 21 第 170 号 S42. 5. 25 政第 75 号
7	鈴鹿川支川 安楽川	左岸: 亀山市安坂山町字南矢原 1400 番地先右岸: 同市同町字岩坪 1175 番地先	の合流点	13, 830	S3. 5. 14 第 343 号 S4. 8. 6 第 522 号 S42. 5. 25 政第 75 号
8	安楽川支川 御幣川	鈴鹿市小岐須町字示祓塚 1186 番地先 の無名滝流出点	安楽川へ	10, 000	S3. 5. 14 第 343 号 S42. 5. 25 政第 75 号 S42. 4. 20 第 80 号
9	安楽川支川 八島川	鈴鹿市西庄内町字奥畑 916 番地先の堂 塚橋	の合流点	7, 054	S4. 8. 6 第 522 号 S42. 3. 21 第 170 号 S42. 5. 25 政第 75 号
10	八島川支川 亀淵川	鈴鹿市西庄内町字檜ノ木川 2437番の1 地先の砂防堰堤下流端	八島川への合流点	2, 670	S42. 3. 31 第 170 号 S42. 5. 25 政第 75 号 S50. 4. 11 政第 707 号
11	亀淵川支川 遠笛川	左岸: 鈴鹿市西庄内町字石頭頂 2259番 地先 右岸: 同市同大字同字 2257番の1地先	亀淵川へ の合流点	1, 240	S50. 4. 11 政第 707 号
12	八島川支川 寺川	鈴鹿市西庄内町字田ノ神2750番の1地 先の県道橋	八島川へ	2,000	S50. 4. 11 政第 707 号
13	八島川支川 源明川	鈴鹿市西庄内町字虎の滝 5115番の3地 先の虎の滝橋	の合流点	3, 800	S42. 3. 31 第 170 号 S42. 5. 25 政第 75 号
14	安楽川支川 原田川	左岸: 亀山市辺法寺町字明戸 1536 番地 先 右岸: 同市同町字大山田 1181 番地先		900	S42. 3. 31 第 170 号 S42. 5. 25 政第 75 号 S51. 6. 29 第 406 号
15	安楽川支川 前田川	亀山市白木町字河内 1207 番地先の天 狗橋		6, 000	S25. 11. 17 第 770 号 S42. 3. 31 第 170 号 S42. 5. 25 政第 75 号
16	安楽川支川 大門川	亀山市両尾町字見上 741 番地先	安楽川へ の合流点	2, 400	S42. 3. 31 第 170 号 S42. 5. 25 政第 75 号
17	安楽川支川 義女川	亀山市両尾町字太曾 2699 番の 2 地先 の砂防堰堤下流端		870	S50. 4. 11 政第707号
18	安楽川支川水晶谷川	左岸:亀山市安坂山町字水晶山 825 番地先右岸:同市同町字下垣内 863 番の1地先		400	S50. 4. 11 政第707号

注)番号は図 4.1-14 に対応しています。

出典:「河川認定調書」(平成14年5月、三重県県土整備部河川チーム)

表 4.1-21(2) 対象区域内の河川の概要(一級河川)

番号	河川名	上流端	下流端	流路 延長 (m)	認定告示 年月日・番号
19	鈴鹿川支川 椋川	亀山市白木町字中里 2946 番地先の下の 橋	鈴鹿川への合流点	10, 310	S22. 3.8 第 137 号 S25. 11. 17 第 770 号 S40. 1. 22 第 36 号 S42. 5. 25 政第 75 号
20	椋川支川 亀田川	左岸:亀山市住山町字東山 742 番地先 右岸:同市同町字安の山 211 番地先	椋川への 合流点	2, 300	S42. 3. 31 第 170 号 S42. 5. 25 政第 75 号
21	鈴鹿川支川 竜川	亀山市布気町字道野 585 番地先の牛櫃 橋	鈴鹿川への合流点	4, 250	S37. 4. 1 第 209 号-2 S42. 3. 31 第 170 号 S42. 5. 25 政第 75 号

注)番号は図 4.1-14 に対応しています。

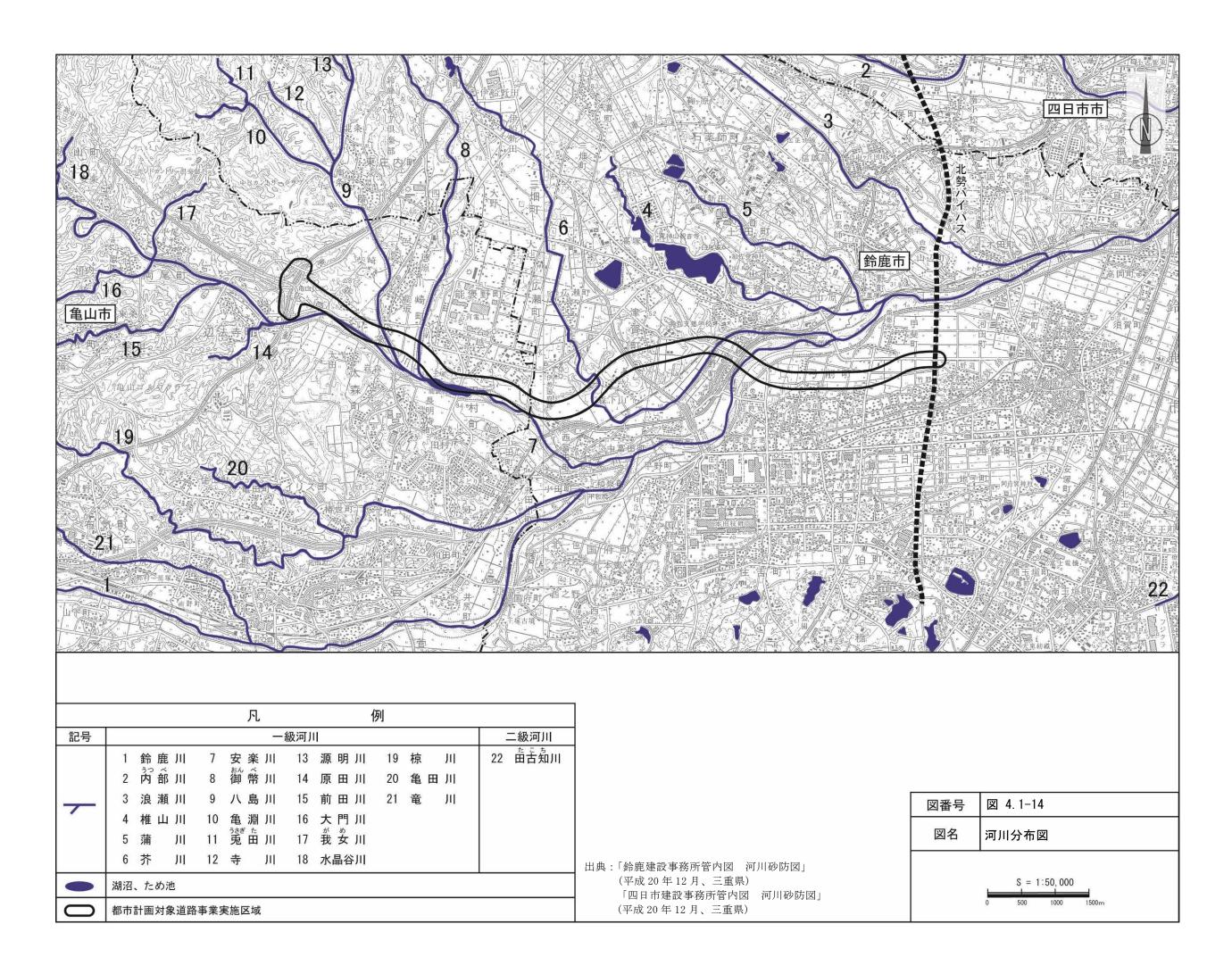
出典:「河川認定調書」(平成14年5月、三重県県土整備部河川チーム)

表 4.1-22 対象区域内の河川の概要(二級河川)

番号	河川名	上流端	下流端	流路 延長 (m)	認定告示 年月日・番号
22	金沢川支川 苗舌菊川	左岸:鈴鹿市岸岡町字八反坪 1407 番地先 右岸:同市同町字小谷 1566 番地先	签款川へ の合流点	1, 275	S40. 1. 22 第 36 号

注)番号は図 4.1-14 に対応しています。

出典:「河川認定調書」(平成14年5月、三重県県土整備部河川チーム)



2) 水質の状況

(1) 類型指定の状況

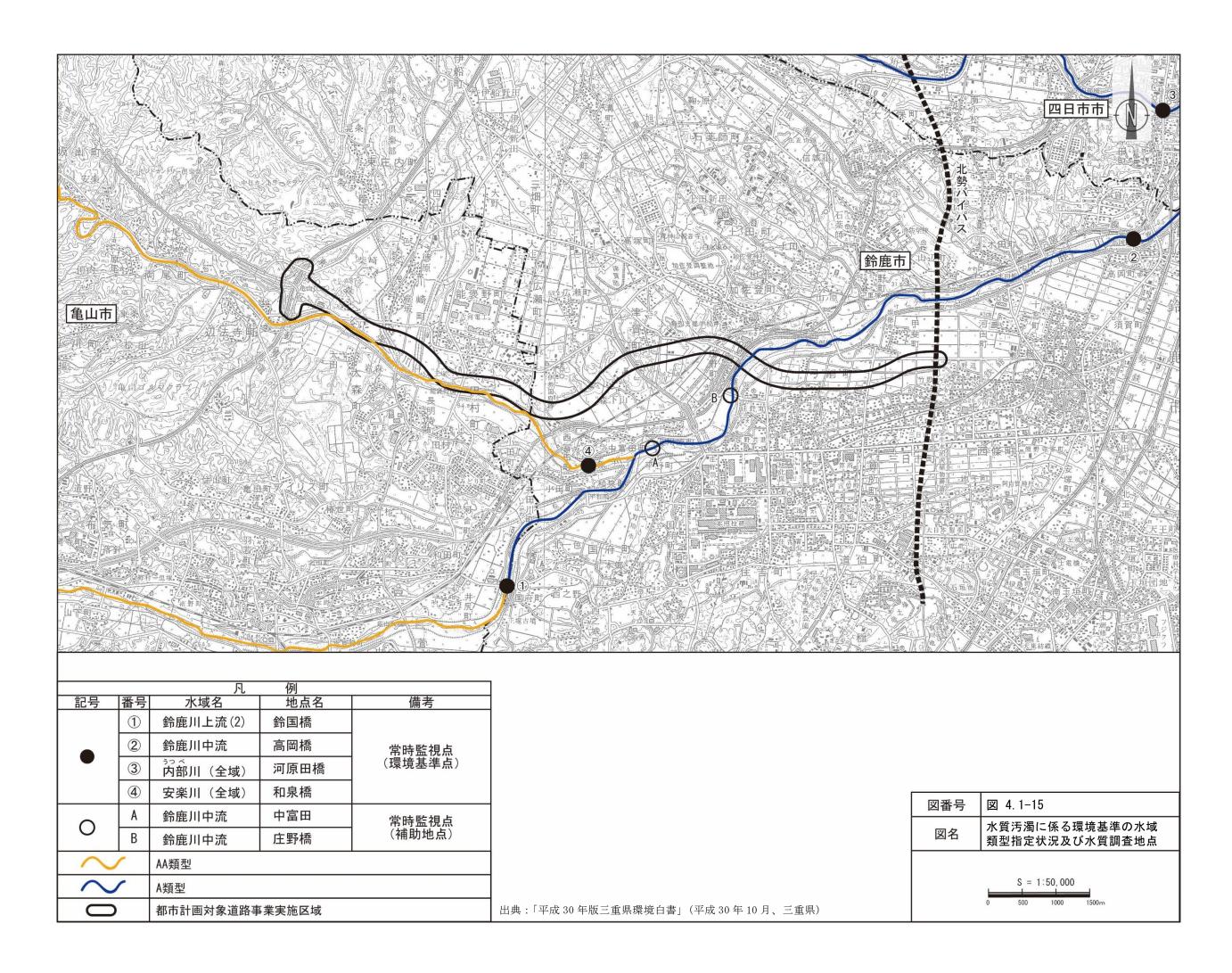
対象区域では、環境基本法第 16 条に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型に指定されている河川が 3 河川あり、計 6 地点(うち 2 地点は補助地点)で水質調査を行っています。 水域類型の指定状況は、表 4.1-23 に、水域類型の指定箇所及び水質調査地点は、図 4.1-15 に示すとおりです。

表 4.1-23 水域の類型指定状況及び水質調査地点

番号	水域名	環境基準等 地点名	類型	達成期間	指定年月日 (見直し年月日)
1	鈴鹿川上流(2)	鈴国橋	AA	直ちに達成	S45. 9. 1 (H7. 3. 28)
2	鈴鹿川中流	高岡橋	A	直ちに達成	S45. 9. 1 (H7. 3. 28)
3	为可以 内部川(全域)	河原田橋	A	直ちに達成	S45. 9. 1 (H8. 3. 29)
4	安楽川(全域)	和泉橋	AA	直ちに達成	H10. 3. 31
A	鈴鹿川中流	中富田	(A)	_	S45. 9. 1 (H7. 3. 28)
В	鈴鹿川中流	庄野橋	(A)	_	S45. 9. 1 (H7. 3. 28)

注1)表中の類型の()は、補助地点であることを示しています。

²⁾番号は図 4.1-15 に対応しています。



(2) 水質測定結果

① 生活環境項目(生活環境の保全に関する環境基準が設けられている項目)

表 4.1-23 及び図 4.1-15 に示す水質調査地点における平成 29 年度の生活環境項目の水質測定結果は、表 4.1-24 に、平成 25 年度から平成 29 年度までの経年変化は、図 4.1-16 ~図 4.1-19 に示すとおりです。

測定結果によると、大腸菌群数は6地点で環境基準を達成していません。水素イオン濃度 (pH) については、3地点で環境基準値を上回る調査回がありました。

水質測定結果の経年変化は、概ね安定した値を示しています。

表 4.1-24 生活環境項目の水質測定結果(平成29年度)

番号	水域名	環境基準等 地点名	類型	水素イオン 濃度 (pH)	溶存 酸素量 (DO)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質量 (SS)	大腸菌 群数
					(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(MPN/100mL)
1	鈴鹿川上流 (2)	鈴国橋	AA	7. 6 (7. 2~ 8. 1)	10.6	0.5	1.0	2.3×10^{3}
2	鈴鹿川中流	高岡橋	A	7.7 (7.3~ 8.2)	11. 1	0.8	2. 1	5.4×10^3
3	为部川 (全域)	河原田橋	A	7.7 (7.4~ 8.0)	10. 7	1.0	5. 7	1. 5×10^4
4	安楽川 (全域)	和泉橋	AA	8. 2 (7. 4~ 9. 0)	11. 9	0.5	1. 3	3.5×10^{3}
A	鈴鹿川中流	中富田	(A)	7.9 (7.2~ 9.1)	11. 4	0.7	3. 3	2.2×10^4
В	鈴鹿川中流	庄野橋	(A)	7.8 (7.3~ 9.3)	10.6	0.6	1.8	1.0×10^4
生活環境の保全に関する環境基準(河川) 注1		AA	6.5以上 8.5以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	50MPN/ 100mL 以下	
		A	6.5以上 8.5以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	1,000MPN/ 100mL以下	
		В	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5,000MPN/ 100mL以下	
		С	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	_	

注 1) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正:平成 31 年 3 月 20 日環境省告示第 46 号)

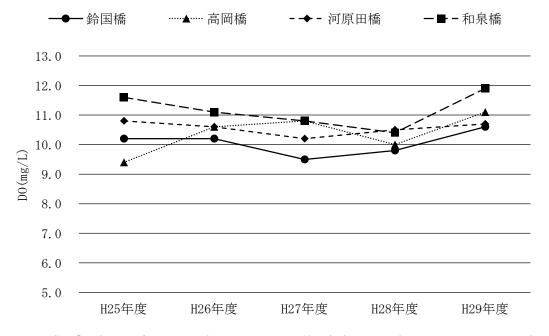
出典:「平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成30年8月、三重県環境生活部)

²⁾ 表中の数値は、1 年間の測定値のうち BOD については 75%値、その他については平均値です。pH については() 内に年間の最小~最大を示しています。75%値とは測定値の昇順に並べた際の全体の 75%目にあたる数値です。

^{3) □} は環境基準を達成していないことを示します。

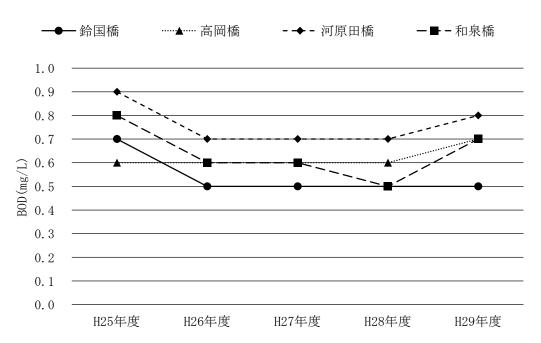
⁴⁾表中の類型の()は補助地点であることを示し、参考までに環境基準との比較を行っています。

⁵⁾番号は図 4.1-15 に対応しています。



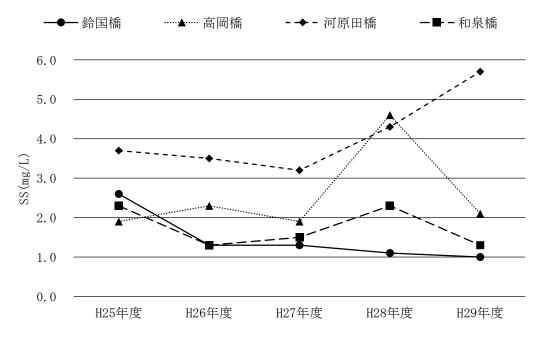
出典:「平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成30年8月、三重県環境生活部) 「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成29年9月、三重県環境生活部) 「平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成28年11月、三重県環境生活部) 「平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成27年7月、三重県環境生活部) 「平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成27年7月、三重県環境生活部) 「平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成26年8月、三重県環境生活部)

図 4.1-16 溶存酸素量(D0)の経年変化(年平均値)



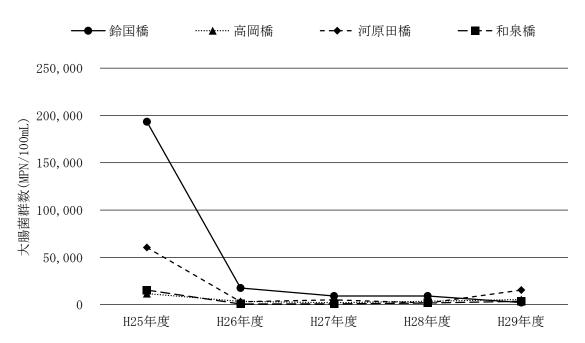
出典:「平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成30年8月、三重県環境生活部) 「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成29年9月、三重県環境生活部) 「平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成28年11月、三重県環境生活部) 「平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成27年7月、三重県環境生活部) 「平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成26年8月、三重県環境生活部)

図 4.1-17 生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化(年平均値)



出典:「平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成30年8月、三重県環境生活部) 「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成29年9月、三重県環境生活部) 「平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成28年11月、三重県環境生活部) 「平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成27年7月、三重県環境生活部) 「平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成26年8月、三重県環境生活部)

図 4.1-18 浮遊物質量(SS)の経年変化(年平均値)



出典:「平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成30年8月、三重県環境生活部) 「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成29年9月、三重県環境生活部) 「平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成28年11月、三重県環境生活部) 「平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成27年7月、三重県環境生活部) 「平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成26年8月、三重県環境生活部)

図 4.1-19 大腸菌群数の経年変化(年平均値)

② 健康項目(人の健康の保護に関する環境基準が設けられている項目)

表 4.1-23 及び図 4.1-15 に示す水質調査地点における平成 29 年度の健康項目の水質測定結果は、表 4.1-25 に示すとおりです。

測定結果によると、健康項目については全ての地点で環境基準を達成しています。

表 4.1-25 健康項目の水質測定結果(平成 29 年度)

単位: mg/L

					₽1½: mg/ l
	1	2	3	4	
	鈴鹿川上流	鈴鹿川中流	內部川	安楽川	環境基準 ^{注1}
	(2)	郵 庭川中/加	内部川	女朱川	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	_	_	_	_	検出されないこと
PCB	_	<0.0005	_	_	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレ	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
\sim	\0.004	\0.004	\0.004	\0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性	0.60	2.04	2. 95	1. 08	10 以下
窒素	0.60	2.04	2.95	1.08	10 以下
ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8以下
ほう素	0.02	0.02	0.02	<0.02	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
シュン「「たんな」。 はって 神 皮 せ	2011	/IIII 10 F 10			日始北土 玉少のた

注 1) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正:平成 31 年 3 月 20 日環境省告示第 46 号)

- 2) 表中の数値は、年間平均値を示しています。
- 3)表中の記号 〈:報告下限値未満 -:未測定 なお、「報告下限値」とは、「公共用水域水質測定結果の報告について」(平成5年3月29日環水規第51号、最終改正:平成11年3月12日環水規80号)で設定された報告下限値です。
- 4)「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。
- 5)番号は図 4.1-15 に対応しています。

出典:「平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成30年8月、三重県環境生活部)

(3) ダイオキシン類

対象区域におけるダイオキシン類による水質の汚濁の測定は、表 4.1-23 及び図 4.1-15 に示す水質調査地点のうち高岡橋(鈴鹿川中流)の 1 地点で行っています。平成 29 年度のダイオキシン類測定結果は、表 4.1-26 に、平成 25 年度から平成 29 年度までの経年変化は、図 4.1-20 に示すとおりです。

測定結果によると、ダイオキシン類の環境基準を達成しています。また、ダイオキシン 類測定結果の経年変化は、概ね安定した値を示しています。

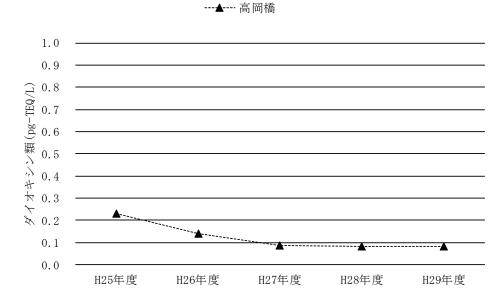
表 4.1-26 ダイオキシン類の測定結果(平成 29 年度)

番号	水域名	環境基準等地点名	測定値
笛勺	小城石	· 块况盔毕守地点有	ダイオキシン類(pg-TEQ/L)
2	鈴鹿川中流	高岡橋	0.080
	環境基準	1 pg-TEQ/L以下	

注1)測定値は年平均値を示します。

- 2)「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正:平成21年3月31日環境省告示第11号)
- 3)番号は図 4.1-15 に対応しています。

出典:「平成29年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成30年11月、三重県環境生活部)



出典:「平成29年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成30年11月、三重県環境生活部) 「平成28年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成29年9月、三重県環境生活部) 「平成27年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成28年8月、三重県環境生活部) 「平成26年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成27年12月、三重県環境生活部) 「平成25年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成27年12月、三重県環境生活部)

図 4.1-20 ダイオキシン類測定結果の経年変化(年平均値)

3) 水底の底質の状況

(1) 公共用水域の底質

対象区域においては、公共用水域における水底の底質に係る重金属等の調査結果はありません。

(2) ダイオキシン類

対象区域におけるダイオキシン類による水底の底質に汚染に係る測定は、表 4.1-23 及 び図 4.1-15 に示す水質調査地点のうち高岡橋(鈴鹿川中流)の 1 地点で行っています。平成 29 年度のダイオキシン類測定結果は、表 4.1-27 に、平成 25 年度から平成 29 年度までの経年変化は、図 4.1-21 に示すとおりです。

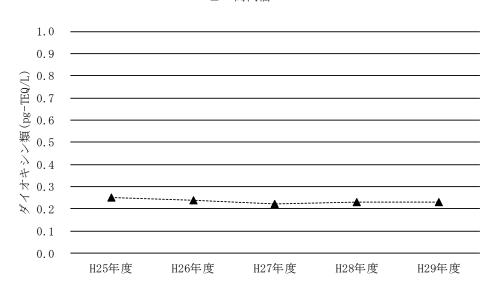
測定結果によると、ダイオキシン類の環境基準を達成しています。また、ダイオキシン類測定結果の経年変化は、概ね安定した値を示しています。

		2011 27 7 1	X (1 /3/ = 0 1 /2/	
ĺ	番号	水域名	環境基準等地点名	測定値
	省万	小坝石		ダイオキシン類(pg-TEQ/g)
	4	鈴鹿川中流	高岡橋	0. 23
ſ		環境基準	150ng-TEQ/g 以下	

表 4.1-27 ダイオキシン類の測定結果(平成 29 年度)

- 注1) 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正:平成21年3月31日環境省告示第11号)
 - 2) 番号は図 4.1-15 に対応しています。

出典:「平成29年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成30年11月、三重県環境生活部)



---▲---- 高岡橋

出典:「平成29年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成30年11月、三重県環境生活部) 「平成28年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成29年9月、三重県環境生活部) 「平成27年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成28年8月、三重県環境生活部) 「平成26年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成27年12月、三重県環境生活部) 「平成25年度ダイオキシン類環境調査結果」(平成26年9月、三重県環境生活部)

図 4.1-21 ダイオキシン類の経年変化(年平均値)

4) その他の水に係る環境の状況(地下水の状況)

三重県では、地域の全体的な地下水質の状況を把握するため4年サイクルで県内を一巡する「概況調査」と、過去の概況調査等で環境基準を超過して検出された地点において地下水質の状況を経年的に監視するための「定期モニタリング調査」を行っています。

対象市では、鈴鹿市の1箇所で定期モニタリング調査が実施されています。地下水の定期モニタリング調査結果は、表 4.1-28 に示すとおりです。

測定結果によると、トリクロロエチレンの環境基準が超過しています。

表 4.1-28 地下水の定期モニタリング調査結果(平成 29 年度)

単位:mg/L

			₽1型:mg
	調査地点名	鈴鹿市地子町	
用途		その他	環境基準注1
	採水年月日	Н30. 1. 19	
	カドミウム	_	0.003 以下
	全シアン	_	検出されないこと
	鉛	_	0.01以下
	六価クロム	_	0.05 以下
	砒素	_	0.01 以下
	総水銀	_	0.0005 以下
	アルキル水銀	_	検出されないこと
	PCB	_	検出されないこと
	トリクロロエチレン	0.08	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	_	0.01 以下
т Щ.	四塩化炭素	_	0.002以下
環	ジクロロメタン	_	0.02以下
境 基	1,2-ジクロロエタン	_	0.004 以下
準	1,1,1-トリクロロエタン	_	1 以下
健	1,1,2-トリクロロエタン	_	0.006 以下
康	1, 1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1以下
項	1, 2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04 以下
目	1, 3-ジクロロプロペン	_	0.002以下
П	塩化ビニルモノマー	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	_	0.006 以下
	シマジン	_	0.003 以下
	チオベンカルブ	_	0.02以下
	ベンゼン	_	0.01以下
	セレン	_	0.01以下
	硝酸性窒素及び	_	10 以下
	亜硝酸性窒素		
	ふっ素	_	0.8以下
	ほう素	_	1以下
	1,4-ジオキサン		0.05 以下

- 注1)「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正:令和2年3月30日環境省告示35号)
 - 2) 表中の数値は、年間平均値を示しています。
 - 3)表中の記号 〈:報告下限値未満 -:未測定
 - 4)「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限 界を下回ることをいいます。

出典:「平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成30年8月、三重県環境生活部)